

地域決定型地方税制特例措置

税制改正により、固定資産税の特例措置に関して、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)が導入されています。

特例の概要は下記の通りです。

(地方税法附則第15条第2項各号)

特例対象資産	取得時期の要件	軽減割合(課税標準額に乗じる割合)
公共下水道の除害施設(7号)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	3/4
水質汚濁防止法の汚水または廃液の処理施設(1号)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	1/3
大気汚染防止法の指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設(2号)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	1/2
土壌汚染対策法の特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設(3号)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	1/2

(地方税法附則第15条第33項各号)

特例対象資産	取得時期の要件	軽減割合(課税標準額に乗じる割合)
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 太陽光発電設備【自家消費型】(1号イ)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	2/3
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 風力発電設備(1号ロ)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	2/3
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 水力発電設備(2号イ)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	1/2
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 地熱発電設備(2号ロ)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	1/2
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 バイオマス発電設備(2号ハ)	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得	1/2